

令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における人口減少や少子化対策の強化を図るため、婚姻し生活基盤を専ら町内に置く新婚世帯（新規に婚姻した世帯（令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。）であって、夫婦共に婚姻日における年齢が満39歳以下のものをいう。第3条及び第5条において同じ。）に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居費 婚姻を機に新たに自ら居住するため町内の賃貸住宅を賃借する際に要する費用のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（以下この条及び次条において「事業期間」という。）に支払った賃料、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。以下同じ。）、共益費又は仲介手数料をいう。ただし、夫婦の双方又は一方の勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当の支給額を控除するものとする。
- (2) 引越費用 婚姻を機に新たに町内で取得した住宅（新築し、又は建売住宅若しくは中古住宅を購入したものをいう。）若しくは前号に規定する賃貸住宅又は夫婦の一方が賃借する町内の賃貸住宅若しくは夫婦の一方が所有し、若しくはその親族が所有する町内の住宅（次条において「新居」という。）への引っ越しに係る費用で、引越荷物を運送する業者又は運送業者に支払ったものをいう。ただし、事業期間内に支払われたものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、新婚世帯で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新婚世帯の所得（令和6年分（規則第4条の規定による交付の申請の日が4月1日から6月30日までの日にあつては、令和5年分）の夫婦の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下この条において「合計所得金額」という。）を合算した額をいう。以下同じ。）が、500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学及び生活のために貸与されている資金をいう。以下この条及び第5条において同じ。）の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の合計所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (2) 規則第4条の規定による補助金の申請時に、夫婦の双方の住民票が、新居の住所になっていること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。

- (5) 申請日から2年以上継続して庄内町に居住する意思があること。
 - (6) 新婚世帯の夫婦が、次のいずれにも該当すること。
 - イ 市町村税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
 - ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
 - ハ 庄内町暴力団排除条例（平成24年庄内町条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
 - ニ 庄内町町営住宅設置及び管理条例（平成17年庄内町条例第156号）第2条第1号に規定する町営住宅、庄内町町営特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成17年庄内町条例第157号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅、庄内町町営若者定住促進住宅設置及び管理条例（平成24年庄内町条例第14号）第2条に規定する若者定住促進住宅又は庄内町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例（平成25年庄内町条例第22号）第2条第1号に規定する空き家活用住宅に現に入居し、又は入居していた場合にあつては、未納の家賃又は損害賠償金のない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年度に補助金を受給した者であつて、その受給額が令和6年度における補助上限額に達しなかった者のうち、令和6年度に対象となった住居費の支払いが事業期間まで連続している者（次条及び第5条において「継続補助対象者」という。）は、補助対象者とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額とし、次に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に定める金額を上限とする。この場合において、年齢の区分は、夫婦いずれかの年齢が高い方により判定する。

- (1) 29歳以下の場合 1世帯当たり600,000円
 - (2) 39歳以下の場合 1世帯当たり300,000円
- 2 継続補助対象者の補助金の額は、令和6年度における補助上限額から令和6年度の補助金交付済の額を差し引いて得た額を上限とする。
- 3 前2項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（交付申請）

第5条 規則第4条に規定する交付申請書は令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、令和8年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本（婚姻日が確認できるもの）及び新婚世帯の住民票謄本
- (2) 新婚世帯の夫婦の所得証明書（令和7年1月1日に町内に住所を有していない者に限る。）
- (3) 新婚世帯の夫婦の市町村税等（国民健康保険税を含む。）の納税証明書（町外居住者に限る。）
- (4) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び住居費に係る領収書の写し（住居費を支出した場合に限る。）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (6) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用を支出した場合に限る。）

(7) 貸与型奨学金の返済額を証する書類の写し(貸与型奨学金の返済を現に行っている場合に限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、継続補助対象者については、第1号から第3号まで並びに第6号及び第7号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(交付決定の通知)

第6条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定した者(次条において「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(調査等)

第8条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは書類の提出を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

(表)

令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所
氏名
電話

令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金を次のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により関係書類を添付して申請します。

1 婚姻届提出日	年 月 日	2 婚姻後の本籍地	
3 生年月日	(夫) 年 月 日 (歳)	(妻) 年 月 日 (歳)	
4 新居に住居票をおいた日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日	
5 所得	合計所得金額	貸与型奨学金の返済額	
	(夫) 円	(夫) 円	
	(妻) 円	(妻) 円	
	(合計) 円	(合計) 円	
6 事業内訳	住居費	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	(家賃 月額 円 ×支払済家賃 箇月 (年 月～ 年 月) -住宅手当 円× 箇月) = 円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		その他	円
	小計 (A)	円	
	引越費用	引っ越しを行った日	年 月 日から 年 月 日まで
		費用 (B)	円
合計 (C) = (A) + (B)			円
7 補助金交付申請額 (1,000円未満切り捨て)			円
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻後の戸籍謄本 (婚姻日が確認できるもの) 及び新婚世帯の住民票謄本 <input type="checkbox"/> 新婚世帯の夫婦の所得証明書 (令和7年1月1日に町内に住所を有していない者に限る。) <input type="checkbox"/> 新婚世帯の夫婦の市町村税等 (国民健康保険税を含む。) の納税証明書 (町外居住者に限る。) <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び住居費に係る領収書の写し (住居費を支出した場合に限る。)		

(裏)

	<input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/> 引越費用に係る領収書の写し (引越費用を支出した場合に限る。) <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額を証する書類の写し (該当する場合に限る。)						
9 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協			店名	本店 支店	
	預金の種類	普通 ・当座 ・その他 ()					
	口座番号						(右詰めで記入)
	フリガナ						
	口座名義						
10 同意及び確認	<input type="checkbox"/> 私と配偶者は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。						
	<input type="checkbox"/> 私と配偶者は、過去にこの制度による補助を受けたことはありません。						
	<input type="checkbox"/> 私と配偶者は、令和6年度に庄内町で受給し、補助上限まで達していません。 (受給済額 円)						
	<input type="checkbox"/> 私と配偶者は、申請日から2年以上継続して庄内町に居住する意思を持っています。						
	<input type="checkbox"/> 私と配偶者は、市町村税、公営住宅等の未納はありません。						
	<input type="checkbox"/> 私と配偶者は、生活保護法による被保護者ではありません。						
	<input type="checkbox"/> 私及び世帯員に、暴力団員等 (暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。) はいません。						
<input type="checkbox"/> 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還します。							
申請者氏名							
配偶者氏名							

備考

- 「6 事業内訳」は、該当する事項について記入すること。ただし、その金額は、支払済の住居費及び引越費用となります。
- 「7 補助金交付申請額」は (C) と上限額 (※) のいずれか低い額となります。また、継続補助対象者は、令和6年度上限額から令和6年度受給済額を差し引いて算出してください。
※ 上限額は、年齢区分が29歳以下は上限60万円、39歳以下は上限30万円となります。
- 「8 添付書類」及び「10 同意及び確認」は、該当する項目にレ点を記入してください。

同 意 書

令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金の補助対象者の要件を審査するため、私及び私の世帯員の住民基本台帳、税務資料及び公営住宅等の納付状況を閲覧することに、同意します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

住宅手当支給証明書

年 月 日

庄内町長

宛

給与等の支払者 住所
事業所名
代表者名
担当者名
電話

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

住宅手当 月額 円
年 月から 年 月まで支給

(2) 支給していない。

備考

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給する全ての手当等です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印を付けてください。

様式第3号（第6条関係）

令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

庄内町長



年 月 日付で交付申請のあった令和7年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第7条の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 補助事業の名称 | 令和7年度庄内町結婚新生活支援事業 |
| 2 交付決定額 | 金 円 |
| 3 交付予定年月日 | 年 月 日 |